

挑戦的研究（開拓・萌芽）の書面審査における評価基準等

科学研究費助成事業（科研費）は、全ての研究分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

「挑戦的研究（開拓・萌芽）」は、斬新な発想に基づき、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを志向し、飛躍的に発展する潜在性を有する研究計画（（萌芽）については、探索的性質の強い、あるいは芽生え期の研究計画を含む）を支援することを目的としており、「基盤研究」や「若手研究」などの研究種目とは明確に異なる性格を持ったものです。

「挑戦的研究」では、「新しい原理や学理の発見・追求」、「学術の概念や体系の見直し」、「研究のブレークスルーをもたらすような、大きな発想の転換や斬新な方法論等の導入」といったこれまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させる潜在性を有している研究課題を対象としていますので、当該研究の「挑戦的研究」としての意義を重視した審査を行ってください。

また、そうした「挑戦的研究」の実行可能性を確認する観点から、これまでの研究歴と当該研究活動の内容等を見るなどして応募者の研究遂行能力を確認してください。ただし、研究実績に関する記述がある場合は、その多寡のみで判断することは避けてください。

「挑戦的研究」の審査においては、審査区分として中区分を適用するほか、審査区分表とは別に、とりわけ学術的要請の高いと思われる領域を「特設審査領域」として必要に応じて時限設定します。また、（開拓）においては、審査委員全員が全ての研究課題について書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場合に応募研究課題について幅広い視点から議論により審査する「総合審査」を実施します。（萌芽）においては、合議審査を行わず、同一の審査委員が2段階にわたり、書面審査を実施し採否を決定する「2段階書面審査」を実施します。

なお、応募件数が多数の場合は、全審査委員で書面審査を実施するのに適切な課題数に絞り込むために「事前の選考」（プレスクリーニング）を行い、5段階による相対的な総合評点を付すこととします。

（開拓）の書面審査では、各研究課題について挑戦的研究としての妥当性に関する評価要素に対する3段階による絶対評価を行い、さらに研究計画の内容に関する評価要素を考慮した上で、4段階による相対的な総合評点を付すこととします。

合議審査では、書面審査における総合評点の素点等を適切に勘案して議論を行い、研究課題の採否及び研究費の配分額を決定します。この際、応募者が「挑戦的研究」に十分取り組めるよう、応募額を最大限尊重した配分を行うこととします。

（萌芽）の1段階目の書面審査では、各研究課題について挑戦的研究としての妥当性に関する評価要素に対する3段階の絶対評価及び研究計画の内容に関する評価要素に対する4段階の絶対評価を行った上で、4段階による相対的な総合評点を付すこととします。

なお、評価要素ごとに行う絶対評価において、「2 やや不十分である」又は「1 不十分である」を付した場合には、当該評価要素のいずれの項目について「やや不十分である」又は「不十分である」と判断したか、その理由を選択することとします。この選択された項目については、

不採択者のうち1段階目の審査結果の開示を予め希望した者に開示します。

2段階目の審査では、同一の審査委員が、1段階目の書面審査の結果に基づき2段階目の審査対象となった研究課題について、新たに2段階目の評点を付します。その際、同じ研究課題の審査をしている全ての審査委員の審査意見（1段階目）等を確認の上、自身の見識に基づいて評点を付してください。

研究課題の採否及び研究費の配分額は、その評点等に基づき決定します。この際、応募者が「挑戦的研究」に十分取り組めるよう、応募額を最大限尊重した配分を行うこととします。

審査にあたり、高い総合評点を付す研究課題は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た研究課題である必要はありません。

研究課題の内容を客観的に判断した上で、真に挑戦的と言える、価値のある研究を見いだすことができるよう、適切な評価を行ってください。

また、利害関係にある研究者が研究組織に参加している応募研究課題（第8条の一参照）の審査は行わないでください。

I 挑戦的研究（開拓）における評価基準等

i 評価基準

〔評価要素〕

A. 挑戦的研究としての妥当性に関する評価要素

- ・これまでの学術の体系や方向を大きく変革、転換させる潜在性を有する研究課題であるか。
- ・本研究課題の遂行によって、将来的により広い学術、科学技術、産業、文化など、幅広い意味で社会に与えるインパクト・貢献の可能性が期待できるか。
- ・着想に至る背景と経緯が明確で、それによって得られた研究構想は合理的か。また、挑戦性の高い課題の設定であるか。

B. 研究計画の内容に関する評価要素

（１）研究目的及び研究計画の妥当性

- ・研究目的は明確であり、その研究目的を達成するため、研究計画は適切であるか。

（２）研究遂行能力の適切性

- ・これまでの研究活動やその結果から見て、研究計画に対する高い遂行能力を有していると判断できるか。
- ・研究計画の遂行の前提となる研究施設・設備・研究資料等、研究環境の準備状況は適切か。

〔総合評価点等〕

【事前の選考】

各研究課題について、上記「A. 挑戦的研究としての妥当性に関する評価要素」及び「B. 研究計画の内容に関する評価要素」（１）～（２）の評価要素を考慮し、総合的な判断の上、別途示される評価点分布に従って、書面審査に進める研究課題として優先度の高い順に評価点「５」から５段階評価を行い、総合評価点を付してください。

なお、「利害関係」にあたる研究課題の場合は「利害関係の理由」欄に理由を記入してください。

評価点区分	評価点分布
５	１０％
４	１０％
３	１０％
２	１０％
１	６０％
利害関係があるので判定できない	—

※評価点区分「５」を付した研究課題のうち、特に書面審査に残したい研究課題がある場合

は、「審査優先課題」として1件を選定することができます。当該研究課題については他の審査委員の付した評点に関わらず書面審査に進めることができます。

【書面審査】

各研究課題の採択について、上記「A. 挑戦的研究としての妥当性に関する評定要素」について3段階の絶対評価を行ってください。

評点区分	評 点 基 準
3	妥当である
2	概ね妥当である
1	妥当でない

挑戦的研究として「妥当でない」と判断し「1」を付した課題について、その根拠を「その判断に至った理由」欄に記入してください。

さらに、上記「B. 研究計画の内容に関する評定要素」（1）～（2）の評定要素も考慮し、総合的な判断の上、下表右欄に基づき別途示される評点分布に従って4段階評価を行い、総合評点を付してください。（特設審査領域への応募研究課題については、当該領域に合致しているかどうかも考慮の上、総合評点を付してください。）

なお、「利害関係」にあたる研究課題の場合は「利害関係の理由」欄に理由を記入してください。

また、研究計画調書における「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄は、書面審査において付す総合評点には考慮しないこととしているため、それ以外の各欄等に基づいて総合評点を付してください。「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の審査における取扱いは、「iii 留意事項」を確認してください。

評点区分	評定基準	評点分布
S	最優先で採択すべき	採択可能件数に応じて調整
A	積極的に採択すべき	
B	採択してもよい	
C	S～Bに入らないもの	
—	利害関係があるので判定できない	—

【審査意見の記入】

挑戦的研究（開拓）では、書面審査と合議審査を同一の審査委員が行いますが、合議審査での議論を深めるために、書面審査における審査意見は審査委員名等とともに審査資料として提示します。

このため、書面審査の「審査意見」欄には、全ての研究課題について、当該研究課題の挑戦的研究としての長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。

なお、事前の選考では審査意見を付す必要はありません。

ii その他の評価項目

研究経費の妥当性

科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、書面審査において研究経費の妥当性・必要性について以下の点を考慮し、下記の評定区分により、評定をしてください。（「（空白）」以外の評定区分は、各評定基準の記載内容に明らかに該当すると判断する場合。）

また、挑戦的研究では応募額を最大限尊重した研究経費の配分を行う予定です。

なお、「△」又は「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上真に必要なものが計上されているか。
- ・研究設備の購入経費、旅費又は人件費・謝金のいずれかの経費が90%を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。

評定区分	評 定 基 準
（空白）	平均的な充足率であれば当該研究の遂行が可能である
△	研究計画の内容から判断し、充足率を低くすることが望ましい
×	研究経費の内容に問題がある

iii 留意事項

（１）「研究費の応募・受入等の状況」欄の取扱いについて

他の研究課題の応募・受入等の状況については、合議審査において「研究資金の不合理的重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とすることとしています。そのため、審査において付す総合評点には考慮しないでください。

書面審査においては、明らかに「研究資金の不合理的重複や過度の集中に該当し、研究課題が十分遂行し得ない」と判断した研究課題がある場合には、その根拠を「その判断に至った理由」欄に記入してください。

なお、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合を含む）」場合には記入は不要です。

（２）「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の取扱いについて

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することとなります。このため、審査の評価項目として考慮する必要はありません。

なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど研究機関に対して予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的に「その

判断に至った理由」欄に記入してください。採択された場合には、応募者が所属する研究機関に対して所定の手続き・対策等を行うよう通知するとともに、不採択であった場合でも、審査結果の開示において所定の手続き・対策等に不十分な点があった旨を表示します。

また、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合も含む。）」場合には、「その判断に至った理由」欄への記入は不要です。

Ⅱ 挑戦的研究（萌芽）における評価基準等

i 評価基準

〔評価要素〕

A. 挑戦的研究としての妥当性に関する評価要素

- ・これまでの学術の体系や方向を大きく変革、転換させる潜在性を有する研究課題であるか。探索的性質の強い、あるいは芽生え期の研究計画の場合には、「挑戦的研究」としての可能性を有するか。
- ・本研究課題の遂行によって、将来的により広い学術、科学技術、産業、文化など、幅広い意味で社会に与えるインパクト・貢献の可能性が期待できるか。
- ・着想に至る背景と経緯が明確で、それによって得られた研究構想は合理的か。また、挑戦的な課題の設定であるか。

B. 研究計画の内容に関する評価要素

（１）研究目的及び研究計画の妥当性

- ・研究目的は明確であり、その研究目的を達成するため、研究計画は適切であるか。

（２）研究遂行能力の適切性

- ・これまでの研究活動やその結果から見て、研究計画に対する遂行能力を有していると判断できるか。

〔評点及び審査意見の記入〕

【事前の選考における評価】

各研究課題について、上記「A. 挑戦的研究としての妥当性に関する評価要素」及び「B. 研究計画の内容に関する評価要素」（１）～（２）の評価要素を考慮し、総合的な判断の上、別途示される評点分布に従って、書面審査に進める研究課題として優先度の高い順に評点「５」から５段階評価を行い、総合評点を付してください。（特設審査領域への応募研究課題については、当該領域に合致しているかどうかも考慮の上、総合評点を付してください。）

なお、「利害関係」にあたる研究課題の場合は「利害関係の理由」欄に理由を記入してください。

評点区分	評点分布
5	10%
4	10%
3	10%
2	10%
1	60%

利害関係があるので判定できない	—
-----------------	---

※評点区分「5」を付した研究課題のうち、特に書面審査に残したい研究課題がある場合は、「審査優先課題」として1件を選定することができます。当該研究課題については他の審査委員の付した評点に関わらず書面審査に進めることができます。

【1段階目の審査における評価】

各研究課題の採択について、上記「A. 挑戦的研究としての妥当性に関する評定要素」について3段階の絶対評価を行ってください。

評点区分	評 点 基 準
3	妥当である
2	概ね妥当である
1	妥当でない

挑戦的研究として「妥当でない」と判断し「1」を付した課題について、その根拠を「その判断に至った理由」欄に記入してください。

また、「B. 研究計画の内容に関する評定要素」（1）～（2）の各評定要素について、4段階の絶対評価を行ってください。

評点区分	評定基準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

最後に、評定要素ごとに行った評価を踏まえ、総合的な判断の上、下表右欄の評点分布に従って4段階の相対評価を行い、総合評点を付してください。（担当研究課題数が少ない場合は、この限りではありません。特設審査領域への応募研究課題については、当該領域に合致しているかどうかも考慮の上、総合評点を付してください。）

なお、「利害関係」にあたる研究課題の場合は「利害関係の理由」欄に理由を記入してください。

また、研究計画調書における「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄は、審査において付す総合評点には考慮しないこととしているため、それ以外の各欄等に基づいて総合評点を付してください。「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の審査における取扱いは、「iii 留意事項」を確認してください。

評点区分	評定分布の目安
4	10%
3	20%

2	40%
1	30%
利害関係があるので判定できない	—

注：評価に当たっては、以下を目安として評点を付してください。

「4：非常に優れている」、「3：優れている」、「2：普通」、

「1：劣っている」

【1段階目の審査における審査意見の記入】

1段階目の審査においては、全ての研究課題の「審査意見」欄に、当該研究課題の挑戦的研究としての長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。なお、2段階目の審査では審査意見を付す必要はありません。

この審査意見は、2段階目の審査において新たな総合評点を付す際に、各審査委員が研究課題への理解をより深めるために、他の審査委員に提示します。

【2段階目の審査の対象】

1段階目の審査の結果に基づき、以下のような研究課題を2段階目の審査の対象とします。

- ・1段階目の書面審査の結果における順位が採択予定件数付近にある研究課題
- ・1段階目の書面審査の結果における順位が上位の課題のうち、「A. 挑戦的研究としての妥当性に関する評定要素」において「1」を付した審査委員がいる研究課題
- ・1段階目の書面審査の結果における順位が上位の課題のうち、総合評点で「1」を付した委員がいる研究課題
- ・1段階目の書面審査の結果における順位が下位の課題のうち、委員1名のみが総合評点で「1」を付しており、当該評点を除いて平均点を算出すると採択予定件数付近の順位になる研究課題

【2段階目の審査における「挑戦的研究」としての妥当性の判断】

（萌芽）の2段階目の書面審査に係る審査時期は、（開拓）の合議審査終了後の約2週間です。（萌芽）の2段階目の書面審査においては、（開拓）の合議審査における「挑戦性」の議論を踏まえ、挑戦的研究としての妥当性を判断してください。

【2段階目の審査における総合評点】

1段階目の書面審査の結果に基づき2段階目の審査対象となった各研究課題の採択について、上記「A. 挑戦的研究としての妥当性に関する評定要素」及び「B. 研究計画の内容に関する評定要素」（1）～（2）の評定要素を考慮し、同じ研究課題の審査をしている全ての審査委員が付した審査意見等も確認し、総合的な判断の上、下表右欄に基づき別途示される評点分布に従って4段階評価を行い、総合評点を付してください。（特設審査領域への応募研究課題については、当該領域に合致しているかどうかを考慮の上、総合評点を付してください。）

また、研究計画調書における「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄は、審査において付す総合評点には考慮しないこととしているため、それ以外の各欄等に基づいて総合評点を付してください。「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の審査における取扱いは、「iii 留意事項」を確認してください。

評点区分	評 定 基 準	評点分布の目安
A	2段階目の審査の対象となった研究課題のうち、最優先で採択すべき	採択予定件数に応じて調整
B	2段階目の審査の対象となった研究課題のうち、積極的に採択すべき	
C	2段階目の審査の対象となった研究課題のうち、採択してもよい	
D	A～Cに入らないもの	
—	利害関係があるので判定できない	—

ii その他の評価項目

研究経費の妥当性

科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性・必要性について以下の点を考慮し、研究経費の内容に問題があり、充足率を低くすることが望ましい場合には「×」を付してください。挑戦的研究では応募額を最大限尊重した研究経費の配分を行う予定ですが、「×」を付した審査委員が複数となった研究課題については、充足率を低く設定します。

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上真に必要なものが計上されているか。
- ・研究設備の購入経費、旅費又は人件費・謝金のいずれかの経費が90%を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。

iii 留意事項

(1) 「研究費の応募・受入等の状況」欄の取扱いについて

他の研究課題の応募・受入等の状況については、当該研究課題が「研究資金の不合理的重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうかな」を判断する際の参考とすることとしています。そのため、審査において付す総合評点には考慮しないでください。

なお、研究資金の不合理的重複等の判断に当たっては以下の手続きに従って判断をしてください。

【1段階目】

1段階目の審査においては、明らかに「研究資金の不合理的重複や過度の集中に該当し、研究課題が十分遂行し得ない」と判断した研究課題がある場合には、その根拠を「その判断に至った理由」欄に記入してください。

なお、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合を含む）」場合には記入は不要です。

【２段階目】

２段階目の審査においては、２段階目の審査対象となった研究課題及びそれよりも上位の研究課題のうち、１段階目の審査で、「研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当し、研究課題が十分遂行し得ない」と判断し、その根拠を「その判断に至った理由」に記入した審査委員が複数いた研究課題について、改めて、「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を確認することとなります。確認の上、研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るまたは判断ができない場合には「特段の問題はない（判断できない場合を含む）」を、明らかに問題がある場合には「×」を付してください。

なお、審査委員全員が「×」を付した研究課題は、学術的価値の評価にかかわらず不採択となります。

（２）「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の取扱いについて

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することとなります。このため、審査の評価項目として考慮する必要はありません。

なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど研究機関に対して予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。採択された場合には、応募者が所属する研究機関に対して所定の手続き・対策等を行うよう通知するとともに、不採択であった場合でも、審査結果の開示において所定の手続き・対策等に不十分な点があった旨を表示します。

また、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合も含む。）」場合には、「その判断に至った理由」欄への記入は不要です。